

亀山市告示第80号

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月28日

亀山市長 櫻井義之

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱の一部を改正する告示

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱（平成21年亀山市告示第101号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、建築行為等に際して」を「、生活道路の整備のため」に、「、もって」を「、また、中心市街地の土地利用の活性化を促進し、コンパクトシティの形成を図ることによる支援を行うことにより、」に改める。

第3条第4項中「工事に着手する前」を「工事が完了した後」に、「門、塀等設置届」を「門、塀等設置完了届」に改める。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを削る。

第6条中「次の各号のいずれかに該当する」を「第3条第3項に規定する所有権移転が完了し、当該所有権移転登記に係る後退用地等に存する支障物件の除却等を行った」に改め、各号を削る。

第7条中「別に定める「後退用地等に係る測量・分筆登記費用助成金算出基準」及び「後退用地等に係る除却費用助成金算出基準」によるもの」を「50,000円」に改める。

第10条中「であって、次の各号のいずれかに該当するとき」及び各号を削る。

第11条第1項中「別に定める後退用地等に係る報奨金算出基準によるものとする。」を「一般財団法人資産評価システム研究センターが提供する「全国地価マップ」に掲載されている直近年度の固定資産路線価（対象外の個所については市が定める標準宅地単価等）額に基づくものとし、次の各号に掲げる地目において当該各号

に定めるところによる。」に改め、同条に次の各号及び1項を加える。

(1) 宅地 路線価又は宅地単価に後退用地面積を乗じた額

(2) 田 1号の規定により算出した額の75%

(3) 畑(山林、雑種地等前各号以外の地目) 1号の規定により算出した額の80%

2 前項の算出において、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第13条中「助成対象工事の完了後に」を削る。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

第15条 市長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項に定められる各地域のうち、一種低層住居専用地域、二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域において、狭あい道路等拡幅の要望のある自治会等の地域に対しては、当該道路の路線を将来の建築行為等の後退に伴う道路中心査定を実施する等の支援を行うものとし、土地所有者が建築行為等の前に、後退用地等の提供を行う場合は、当該要綱の規定に関らず支障物件の補償ができるものとする。ただし、市長がやむをえないと認める場合は、当該地域外においても支援及び補償の対象とする。この場合において、後退用地の補償については、第11条の規定により支給するものとする。

2 支障物件の補償は次の各号に掲げる費用において当該各号に定めるところによる。

(1) 門、塀等の除却、生け垣及び樹木の伐採及び撤去に要する費用 全額

(2) 擁壁の設置に要する費用 全額

(3) 水道メーター移設に要する費用 全額

3 市長は、狭あい道路整備事業が円滑に遂行できるよう、市民との協働による事業の実施を図るものとする。

附則に次の 1 項を加える。

(失効)

- 3 この告示は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

狭あい道路後退用地等(変更)協議書

年 月 日

亀山市長 様

建築主 住所
氏名 印
電話 ()
代理人 住所
氏名 印
電話 ()

亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第3条第1項(第6項)の規定に基づき、協議(再協議)します。

施工場所	亀山市		
施工場所の土地所有者	住所		
	氏名		
抵当権設定、賃借権設定等の有無	1 有 権利の種類() 2 無		
狭あい道路の種類	国道 県道 市道 私道 その他()		
予定の建築行為等	新築 改築 その他()	建築物 門 塀 擁壁 その他()	
建築行為等の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
後退用地等の寄附等の種類	寄附 無償使用 その他		
支障物件の有無、種別及び除却の予定時期	無 有() 年 月 日		
拡幅整備工事着工希望年月日	年 月 日		
添付書類	付近見取図	・1/2500の都市計画図に敷地の位置及び狭あい道路を明記すること。 ・縮尺、方位、後退用地部分等の現況(門、塀、植栽等)、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別(延べ面積明記)並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明記すること。 ・後退用地等の土地の登記に関する全部事項証明書とする。	
	配置図		
	全部事項証明書		
特記事項	受付番号		

(裏面)

前面道路の種別	該当する項目に を付けてください。	
	1 狭あい道路 2 その他()	1 認定道路 2 私道 3 その他()
協議内容	1 通り抜け 2 行き止まり	
	後退用地等	中心線・後退区域 別添平面図のとおり 後退用地 1 有 2 無 すみ切り用地 1 有 2 無 後退用地の取扱い 1 寄附 2 無償使用承諾 3 自己管理 特記事項 境界 1 側溝移設 2 見切り縁設置 3 その他() 路面 1 アスファルト 2 コンクリート 3 その他() 移設物 1 水道メーター 2 下水ます 3 電柱等 4 その他() 登記等 1 測量 2 分筆登記
	助成金	1 有 2 無 助成内容 分筆登記(所有権以外の権利の抹消登記を含む)
	報償金	1 有 2 無
	現況幅員	m
	延長幅員	m
	整備面積	m ²
	その他協議事項 協議経過	

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号(第 3 条関係)

狭あい道路後退用地等(変更)協議済書

第 号
年 月 日

様

亀山市長



亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第 3 条第 1 項の規定に基づく協議は、次のとおり調いました。

施工場所	亀山市	
施工場所の土地所有者	住所	
	氏名	
抵当権設定、賃借権設定等の有無	1 有 権利の種類() 2 無	
狭あい道路の種類	国道 県道 市道 私道 その他 ()	
予定する建築行為等	新築 改築 その他()	建築物 門 塀 擁壁 その他()
後退用地等の寄附等の種類	寄附 無償使用 その他	
支障物件の有無、種別	有() 無	
建築工事着工予定年月日	年 月 日	
拡幅整備工事着工予定年月日	年 月 日	

(裏面)

別	1 狭あい道路 2 その他()		1 認定道路 2 私道 3 その他()			
	1 通り抜け 2 行き止まり					
協議	中心線・後退区域		別添平面図のとおり			
	後退用地		1 有	2 無		
	すみ切り用地		1 有	2 無		
	後退用地の取扱い		1 寄附	2 無償使用承諾	3 自己管理	
	特記事項					
	境界		1 側溝移設 3 その他()	2 見切り縁設置		
	路面		1 アスファルト 3 その他()	2 コンクリート		
	移設物		1 水道メーター その他()	2 下水ます	3 電柱等	4
	登記等		1 測量			2 分筆登記
	内容	助成金 1 有 2 無		助成内容 分筆登記(所有権以外の権利の抹消登記を含む)		
報償金		1 有 2 無				
現況幅員		m				
延長幅員		m				
整備面積		m ²				
その他協議事項						

様式第3号表中「後退用地」及び「すみ切り用地」を削る。
様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第3条関係)

土地 使用 貸借 契約 書

貸主 (以下「甲」という。)と借主亀山市(以下「乙」という。)とは、後退用地等の使用について、次の条項により使用貸借契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、乙に対し、その所有に係る次に掲げる土地(以下「貸付物件」という。)を無償で貸し付けるものとする。

所在地	地番	地目	地積	貸付面積
			∴ m ²	∴ m ²

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を公衆用道路の用途に供するものとする。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、乙が貸付物件を公衆用道路の用途に供さなくなったときまでとする。

(責務)

第4条 甲は、貸付期間中に貸付物件を第三者に譲渡するときは、あらかじめ乙に通知しなければならない。

2 甲は、貸付物件に所有権以外の権利が設定されている場合には、当該貸付物件を無償で乙に貸し付けるに当たり、あらかじめ当該権利を抹消し、又は当該権利を有する者の同意を得るものとする。

(権利設定の制限)

第5条 甲は、貸付物件に所有権以外の権利を設定しないものとする。ただし、所有権以外の権利を有するものが、貸付物件を公衆用道路として乙に無償で使用させることに同意したときは、この限りでない。

(契約に関する紛争の解決)

第6条 この契約に関し、乙の責に帰さない事項について、第三者から異議の申し出があったときは、甲の責任において解決するものとする。

(道路用地所有者の明確化)

第7条 甲は、貸付物件において、相続人解除等乙へ所有権移転が可能となった場合は、公衆用道路の適正な管理に必要な用地の権原整理について、誠意を持って解決を図るものとする。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所 亀山市本丸町577番地

氏名 亀山市

亀山市長

印

様式第7号中「門、塀等設置」の次に「完了」を加え、「門、塀等を設置する」を「門、塀等の設置が完了した」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号(第8条関係)

後退用地等に係る助成金交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

申請者 住所

氏名 (印)

電話 ()

後退用地等に係る助成金の交付を受けたいので、亀山市狭あい道路後退用地整備要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

後退用地等の 所 在	亀山市		
支障物件除却	完了年月日	年 月 日	
分筆登記(所有 権意外の権利の 抹消登記を含 む)	完了年月日	年 月 日	
備考		受付 番号	

様式第10号を次のように改める。

後退用地等に係る助成金交付決定通知

第 号
年 月 日

様

亀山市長



年 月 日付けで申請のあった後退用地等に係る助成金の
交付について、次のとおり決定しましたので、亀山市狭あい道路後退用地
整備要綱第9条第1項の規定により通知します。

後退用地等の所在	亀山市
助成金内訳 後退用地等に係る分筆登記に要する費用(土地の登記に関する全部事項証明書に掲げられた所有権以外の権利の抹消登記に要する費用を含む)	
助成金の交付決定額	円

様式第 1 2 号 中

「

後退用地等の所在	亀山市
該当する区分	敷地の 2 辺以上が狭あい道路に接する場合 のど元敷地である場合 敷地にすみ切用地がある場合

」

を

「

後退用地等の所在	亀山市
----------	-----

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に助成対象行為をした者であって、助成金の交付を受けようとするものは、なお従前の例による。